

浜松市手数料条例別表市民生活の項に規定する証明書等の取扱手数料の免除に係る要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市手数料条例(平成12年浜松市条例第44号。以下「条例」という。)別表市民生活の項に規定する証明書等の取扱手数料の免除に関し、必要な事項を定める。

(手数料の免除)

第2条 条例第5条第1号から第3号まで及び第5号の規定により、別表に掲げるもののうち、市民生活に係る各号の証明書等の取扱手数料の免除を受けようとする者は、手数料免除申請書(別記様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、条例第5条第1号に該当することが提出された証明書により確認できる場合、その他、市長が認める場合は免除申請書の提出を省略できる。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

平成 年 月 日

浜松市 市長

申請者 住所

氏名

手数料免除申請書

浜松市手数料条例第5条に規定する手数料免除を受けたいので次のとおり申請をします。

記

- 1 手数料の種類
- 2 手数料の額
- 3 免除の理由 浜松市手数料条例第5条第 号による
- 4 その他